

基準見直しに当たっての基本方針について
(案)

[基準の対象]

1. 基準は、愛玩動物（ペット動物）、伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭で飼養されている動物、並びに生態観察、あるいは情操教育等のため学校等で飼養されている動物で、哺乳類、鳥類、爬虫類に属するものを対象とする。

[飼養者としての基本的責務]

2. 飼養開始に当たっての責務を重視し、基準において以下の点について具体的に規定する必要がある。
 - ・飼養開始前の動物の生理、生態、飼育方法等に関する十分な知識習得の必要性
 - ・飼養者の将来的な生活設計を踏まえた選択の必要性
 - ・野生由来の動物についての特に慎重な選択の必要性

[飼養者の適正な飼養保管に関する責務]

3. 飼養動物との共生社会の実現を目指し、動物の健康、安全の保持並びに適正な管理の推進を図るため、以下のような事項について規定する必要がある。
 - ・所有者明示措置の適切な推進
 - ・迷惑、被害の防止のための訓練（しつけ）の拡大
 - ・動物由来感染症防止に対する適切な対応
 - ・逸走防止及び事故時、緊急時の飼養者責任に基づく措置
 - ・多頭飼育による不適正飼養防止、迷惑害防止のための適正頭数の基準
 - ・繁殖制限措置、適正な譲渡等の推進

[ネコに関する基準の見直し]

4. 特に、ネコの室内飼養を含めた適正飼養の推進に考慮した基準の検討を行う必要がある。
 - ・ネコの健康、安全の保持の観点からの室内飼養の推進
 - ・ネコを外飼する場合の不妊去勢措置の推進、徹底

[飼養動物の多様化への対応]

5. 飼養動物の多様化に対して対応した基準とする必要がある。
 - ・飼養開始前の知識習得、責務の自覚等の徹底の必要性（再掲）
 - ・逸走防止のための飼養保管の基準（再掲）
 - ・逸走時の対応

[学校動物の適正な飼養のための基準]

6. 学校飼養動物等の飼養保管に関して配慮すべき事項について検討する必要がある。
 - ・飼養保管責任者の明確化、飼養に当たる者への教育訓練、専門家による適切なサポート体制の整備等による適正飼養の確保

[その他]

7. 生物多様性保全等に配慮した飼養保管について、検討する必要がある。
8. 形式的には、対象動物に関係する以下の現行基準を一本化したものとすることが適当である。
 - ・「犬及びねこの飼養及び保管に関する基準」
 - ・「展示動物等の飼養及び保管に関する基準」の一部（一般愛玩動物への準用部分）
 - ・「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」の一部（当該基準で除外した生態観察を目的とする動物に係るもの）

